

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、宝塚市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和7年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
②事務の概要	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に基づき、以下の医療費の助成に関する事務を行う。 ・乳幼児等医療費助成 ・子ども医療費助成 ・高齢期移行助成 ・障害者医療費助成 ・高齢障害者医療費助成 ・母子家庭等医療費助成
③システムの名称	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	宝塚市個人番号の利用等に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第17号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市市民交流部医療助成課
②所属長の役職名	医療助成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2064 宝塚市市民交流部医療助成課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における情報連携については、事務取扱担当者を登録しているものに限っており、通常の業務においてマイナンバーを利用することはない。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に基づき、以下の医療費の助成に関する事務を行う。	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に基づき、以下の医療費の助成に関する事務を行う。	事後	
平成30年7月2日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく	宝塚市個人番号の利用等に関する条例	事後	
平成30年7月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療助成課長 沖元 武	医療助成課長	事後	
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年12月15日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年12月15日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に基づき、以下の医療費の助成に関する事務を行う。	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例に基づき、以下の医療費の助成に関する事務を行う。	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和2年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第15号	番号法第19条第16号	事後	
令和2年6月25日	Ⅳリスク対策 8. 監査	〔○〕自己点検 〔○〕内部監査 〔 〕外部監査	〔○〕自己点検 〔 〕内部監査 〔 〕外部監査	事後	
令和3年9月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	番号法第19条第16号	番号法第19条第17号	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年5月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年5月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和7年7月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム		
令和7年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点		
令和7年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点		
令和7年7月10日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏		